

第三十一回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)午前十一時七分開会

委員の異動

本日委員林田正治君、梶原茂嘉君及び青木一男君辭任につき、その補欠として鈴木万平君、杉原亮太君及び館哲二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 前田 久吉君
理事 西川 甚五郎君
山本 米治君
平林 剛君

委員

岡崎 眞一君
木内 四郎君
郡 祐一君
木暮武太夫君
迫水 久常君
塩見 俊二君
杉原 亮太君
鈴木 万平君
館 哲二君
土田 太郎君
廣瀬 久忠君
小酒井義男君
椿 繁夫君

國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君
政府委員 大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 石田 吉男君

説明員

日本専売公社 副總裁 石田 吉男君

本日の會議に付した案件
○租税及び金融等に関する調査の件
(専売事業に関する件)
○賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求の件

○委員長(前田久吉君) ただいまから委員會を開きます。

○樫繁夫君 專売公社にちようとお尋ねをしたのですが、どういふわけですか、最近生産が月を追うて下つてい

るように思ふのであります。先年、この大衆たばこが町に品切れになりました

際に、在庫は大体十四日分くらい持つていないと需給の調整に支障を来たす場合があるという御方針を聞いてお

つたのであります。最近の在庫の量を若干調べてみますと、非常に在庫の本数が少くなつております。こ

れは一体どういふところに原因があるのでしょうか、そのことからまずお尋ねをいたします。

○説明員(石田吉男君) 多分御承知かと思いますが、ことしの夏ごろからいろいろな労働紛争が起つておりまして、その関係で労働組合が超過勤務を拒否いたしております。大体、私どもの方の製造計画では、ある程度超過勤務を見込んだ製造計画を立てておりますために、製造工場の方で超過勤務をや

りませんと、それだけ生産量が落ちる。さういふ関係で、今のところまだ在庫が不足だといふ状態になつてお

らないのでございましてけれども、製造数量は普通の状態のときに比べてかなり低目になつておるといふのが、最近の情勢でございまして。

○樫繁夫君 きのうもちようとお小石川の出張所に伺つてみますと、在庫がなくて、できるものを、トラックが来てお

つて、そのでできるのを待つて地方への搬出をやつておるといふやうなことをちよつと聞いたのですが、これは東京の一部に起つておる特例なんでは

うか。全国的にはそのやうな事例はございせんか。

○説明員(石田吉男君) 大体、私どもの方の通常操作をいたしますときの在庫量といふのは、先ほど十四日分というお話でございしましたが、一カ月半くら

いは正常在庫と考えております。全国的にはまだ一カ月以上の在庫がござい

ますので、現在の状態ではまだ在庫がない機械がございまして。そういうもの

をほかの工場で稼働し得る状態にあるやうなところへ動かしたりして、ある程度のはやうに動かしておりますが、とにかく超過勤務をやつてもいいと、なかなかまとまった数量はできて参りませんので、できるだけ早く労働問題を片づけて、一般的に工場で超過勤務が行われるというふうにして、そちらの方に努力をいたしております。

在庫の状況は、ただいま御指摘がございましたが、大体平常の月でござい

ますと、百十億前後の本数でござい

ますが、百十億本前後の在庫を持つておるわけでありまして、十一月の末に九十八億本の在庫でございまして。これはまあ当初の見込みよりも案外にたばこの売れ行きが伸びて参りまして、この辺のところは見込み以上にたばこが伸びて参つておるといふことも一つの原因かと思つております。

○樫繁夫君 普通の月と違ひまして、十二月は、これは二十八日ごろに御用納めになるのじゃないかと思ひますし、それから一月には、四日か五日ごろこれは仕事始め。普通の月と違つて、年末年始は休日も多くござい

ます。それに加えて、消費の方は、正月にはまたこれ普通の月と違つて、多いことが予想されますし、明らかに推定されるのであります。そういう時期に、幾らもまあ在庫量は減つていないといふことであります。私の調べたところによりますと、日々この生産の減を示しておりますし、結局、各品種の

アンバランスが起つて参りました、それが小売の方に、需要のあるなしにかかわらず、余っているものを押しつける。それが国民の需要の方にし寄せられて、国民が結局迷惑をするという事になってくることを私は心配しておりますが、そういう品種のアンバランスというふうなことが起つてくる心配はございませんか。

○説明員(石田吉男君) 全般的に申しますと、そういう心配はないと思っております。ただ、現在でも、たとえばホープでございませうとか、あるいはパイプたばこの桃山でございませうとか、こういうものは製造能力の関係で、これは別に労働紛争と関係はないのでございませうが、たとえばホープでございませうと、製造いたしました機械がわずかに五台しかございせんので、その五台をフルに動かしておりますが、全般的な需要にはまだ足りない。あるいはパイプたばこの桃山も、これも製造能力の関係で十分にできない。しかし、まあ全般的な売れ行きに対しては大して影響を及ぼすものではございせんが、ごく少数の銘柄については供給不足という状態にあるのでございませう。

○榊原夫君 今、副総裁は、何か超過勤務をやつてもらわないと、局が考えておられる平常の在庫数量というものを確保していくことができない、どうしてもこれは超過勤務をやつてもらわなければならぬのであるが、労働問題が起つていて、その解決がまだできないので、一日も早く解決をして、平常の営業状態に復さなければならぬというお話なんです、その労働問題は一体どういふことに現状においてなつておるのでございませうか。

○説明員(石田吉男君) 従来からしばしば団体交渉をやつておりますが、今月に入りましてからは、九日、十日と二日間徹夜をいたしました、ある程度話をいたしました。また、昨晩からけさ方にかけては団体交渉が続けております。ただいまも団体交渉の最中もございまして、そのために出席ができません、まことに申しわけなかつたと思ひますが、ある程度話が詰まつております。私どもの予定といたしましては、本日引き続きまして、きょうの夕刻からまた明朝にかけて団体交渉をやります、そこで妥結に近づきたい、かように考えております。

○榊原夫君 今の労働問題ですが、今、昨晩も相当時間やられたそうですが、まあ疲れたところ御出席をいたしまして、まことに恐縮に存じますが、この八月以降専売公社の労働対策というものが、私の感じておるところでは、だいぶこれまでも変わつてきておるように見受けられます。今この労働問題の紛争の調停とかあつせん、調停申請を中央に対して五件も申請が出されておる。東京局で三件、岡山で一件、こういうふうな調停委員会に対して調停の申請が、九件も今一度に行われております。これまた専売公社は、まあ労使賢明であつたと私は思つておるのですが、そのために、あまりこういう未解決の紛争事件というものが、九件も十件も一度に重なつていたようなことがないように思ふ。それが現在こういうふうな九件も未解決のままになつておる。何かこの夏以来、特に労働組合の方でこれまでの運動の方法を変えたとか、あるいは幹部がかわつて、組合が当局と話し合いを円満にしていくのに都合が悪

くなつたというふうな事情が、これはあるのでございませうか。

○説明員(石田吉男君) 私どもの認識が正しいかどうかは御判断いただかなければならぬと思ひますが、私の考えでは、従来、専売の労働組合と管理者側の紛争のほとんど大部分は、経済的な問題が多かつたというふうな考へております。ところが、最近になりましてからは、工場の管理運営ということに直接関係のあるようなそういう問題が非常にふえて参りまして、従いまして、ある意味においては質的に紛争の内容が變つてきたのではないかと

いうふうな考へております。

○榊原夫君 その専売事業の管理運営というこの解釈であります、私はここに労働間に結ばれておる協定書の全文を持っております、これからよくわからぬのでありますが、これまで地方局で組合との間に自主的に相談をして妥結をしていたものが、八月以降全部本社の承認を得なければ解決をしないかぬといふようなことに、当局の取扱ひの、管理運営というものに対する御解釈が非常に強がつてきておる。ために、労働問題が頻発しておるというふうなことは思ふ、こういふいふ見られる具体的な事実を聞きまして……、そういうことはいかがなものでしょう。管理運営と定められたものを、特に八月以降その解釈を拡大する必要があるという理由を承わりたい。

○説明員(石田吉男君) その点につきましては、従来からも、私どもは管理運営事項は団体交渉の対象とすべきでない、かような考へを持っております、これはすでに本社本部においていろいろ話をしておるときにも、こ

れは管理運営事項であるから団体交渉の対象にはならないのだ、そういう趣旨の話はすつといたしております。ただ、最近までは、地方においてそういう問題について組合と紛争を起したという例があまりないのであります、

そういう問題自体もあまり起つておらなかつた。従つて、そういう問題が最近になつて起つて参りますと、地方局が紛争に対処いたします場合に、十分本社と連絡をとつてやるようにということに申しました。過去においても、もちろん間々そういう問題のありなるときは、地方と本社と連絡をとりながらやつておつたのであります。先ほど申し上げましたように、従来と変りまして、そういう質的に違つた問題が地方においてもたくさん出て参るようになったといふだけ、まあその範囲が広がつたと申しませうか、そういう意味で、かなり管理運営事項をわれわれが団交の対象とすべきでないといふことが強く響いておるのではないかと

いうふうには考へられます。

○榊原夫君 どこでしたか、タイム・カードを入口に置くか、ちよつと奥に置くかといふふうなことで、紛争を起している。その局の当該責任者は、組合側と話をして、表なら表でこれくらゐのところではよろうといつて話のついでに、いろいろものを本社で取り上げて、いや、これはもうちよつと奥に持つていかなければならぬのだといふような指示を本社が与えた。そのために、そこで紛争の問題が起つておるというふうなことは、詳しい内部の事情を知らない公正な第三者がその事情を聞きまして、なぜそういう程度のこと、本社が、これは運営管理に属することであ

るから、従業員の意向は聞くわけにいかぬといつて、特に紛争を継続しなればならぬといふような理由はないと思ふのですが、そういうことがある。

それから、これはまあ皆さまにもお聞き取りいただきたいと思ふのですが、当局と組合側との間にお話し合いができて、組合の仕事を従事するため局の外に出る。その場合に、賃金はカットして、そうして組合側がその組合の仕事に従事する人の賃金については支給をする、こういうふうなきまつてゐる。これはいいんです。ところが、五時間組合のことで外に出たいと思ひますと、こう言つて、許可を得て場外に出る。話しの都合で、これが三時間用を達することができた。帰つてくる。職場につく。ところが、出るときに五時間といふことで出てゐるから、三時間で職場に復帰しても、二時間の賃金を支払うわけにはいかぬ。こういう労働対策といふものは、私は他のところじゃあんまり聞かぬのです、が、専売公社の専売特許のように思ふのです。こういうことはやはり、これから継続されなければなりません。

○説明員(石田吉男君) 最初お話のございました問題は、別に本社から指示をしたとかいふような事実もございせん。やはり現場の方で話し合つて片づけるべき問題だとも考へております。ただ、普通の事態の場合ですと、お互いに話し合つて、じゃあ、こつちへ持つていこうといふようなことで、話しもつてわけでありまして、紛争が非常にこじれておりました、闘争状態といふふうな状態にありますときは、ふだん何ともないことまでも問題にな

る。ふだん話し合いでできることでも、こちらの方がこっちへ持っているといきたいと言っても、拒否されるといふようなこともありますので、やはり平常の場合とそれから紛争状態の場合とは、多少様相が違って行くこともございますが、いずれにしても、そういう問題は本社で一々こまかい指示をするということとはございません。

それから、組合活動の問題でございますが、たとえば、ただいまお話をいたしましたようなことは、当然これは執務してない間の時間の賃金のカットをするということであるべきでございます。まして、ただその認定が非常にむずかしいというふうな場合に、その認定の仕方をするか。出ていくときはわかつたけれども、帰ってくるときはわかつたけれども、その場合には、具体的に申し上げますれば、帰ってくるときはどういう手続で、どこへ顔を出せば帰ってきたとみなすかということ、話し合いますれば、解決のつく問題だといふに考えます。ただ、最近ずつといふいろいろな問題が各地で起っておりまして、組合と公社側の話し合いも円滑に進まなかった場合がいろいろございまして、今後いろいろな問題を一括して平常状態に戻れば、そういうような問題も逐次話し合いで解決はしていく、かように考えております。

○榊原夫 ただいまの問題ですが、出るときにはわかる、帰ってきたときには認定しにくい。はっきり認定することができれば、当然場外に出た時間だけの賃金カットで終るべきものである、こういう副総裁のお話ですが、それが普通の労務管理だと思います。今後、今言明の通りに一つしていただきたいことを希望しておきます。

○榊原夫 肝心な人がきょうみなお見えになっておられるのは、まことに残念でございます。ただ、私は副総裁に申し上げて御考慮をわずらわしたのですが、ひとり公社の仕事だけではなくて、物の生産をやれば、それを販売する事業におきましては、生産資材の購入、あるいは労務対策というものが、一貫してこれは大切な要素であると思ひます。それが特に外部からでさえ、この夏以来目立つた変化が、専売公社の場合、特に労働政策の上に向けられていく。しかも、先ほど私が心配いたしますように、平常の在庫数量はかかるに下回って、新潟方面の例であります、一部ではすでに製品の配給に支障を来たしつつあるというふうなことは、労働問題が山積し、こういうことは、労働問題が山積し、しかも未解決である現状のために起つておるといふことは、私は、当大蔵委員会としても、大へん憂慮にたえない事柄なんです。で、これまでの労使慣行といひますか、当局と従業員の

組合との間に締結されておる労働協約に基いて、八月以前の労使慣行というものに尊重していかれることが必要じゃないかと思ひますが、副総裁の御意見を聞きたい。

○説明員(石田吉男君) 参っております。後、今言明の通りに一つしていただきたいことを希望しておきます。

○榊原夫 肝心な人がきょうみなお見えになっておられるのは、まことに残念でございます。ただ、私は副総裁に申し上げて御考慮をわずらわしたのですが、ひとり公社の仕事だけではなくて、物の生産をやれば、それを販売する事業におきましては、生産資材の購入、あるいは労務対策というものが、一貫してこれは大切な要素であると思ひます。それが特に外部からでさえ、この夏以来目立つた変化が、専売公社の場合、特に労働政策の上に向けられていく。しかも、先ほど私が心配いたしますように、平常の在庫数量はかかるに下回って、新潟方面の例であります、一部ではすでに製品の配給に支障を来たしつつあるというふうなことは、労働問題が山積し、こういうことは、労働問題が山積し、しかも未解決である現状のために起つておるといふことは、私は、当大蔵委員会としても、大へん憂慮にたえない事柄なんです。で、これまでの労使慣行といひますか、当局と従業員の

組合との間に締結されておる労働協約に基いて、八月以前の労使慣行というものに尊重していかれることが必要じゃないかと思ひますが、副総裁の御意見を聞きたい。

○説明員(石田吉男君) 参っております。後、今言明の通りに一つしていただきたいことを希望しておきます。

○榊原夫 肝心な人がきょうみなお見えになっておられるのは、まことに残念でございます。ただ、私は副総裁に申し上げて御考慮をわずらわしたのですが、ひとり公社の仕事だけではなくて、物の生産をやれば、それを販売する事業におきましては、生産資材の購入、あるいは労務対策というものが、一貫してこれは大切な要素であると思ひます。それが特に外部からでさえ、この夏以来目立つた変化が、専売公社の場合、特に労働政策の上に向けられていく。しかも、先ほど私が心配いたしますように、平常の在庫数量はかかるに下回って、新潟方面の例であります、一部ではすでに製品の配給に支障を来たしつつあるというふうなことは、労働問題が山積し、こういうことは、労働問題が山積し、しかも未解決である現状のために起つておるといふことは、私は、当大蔵委員会としても、大へん憂慮にたえない事柄なんです。で、これまでの労使慣行といひますか、当局と従業員の

組合との間に締結されておる労働協約に基いて、八月以前の労使慣行というものに尊重していかれることが必要じゃないかと思ひますが、副総裁の御意見を聞きたい。

組合との間に締結されておる労働協約に基いて、八月以前の労使慣行というものに尊重していかれることが必要じゃないかと思ひますが、副総裁の御意見を聞きたい。

○説明員(石田吉男君) 参っております。後、今言明の通りに一つしていただきたいことを希望しておきます。

○榊原夫 肝心な人がきょうみなお見えになっておられるのは、まことに残念でございます。ただ、私は副総裁に申し上げて御考慮をわずらわしたのですが、ひとり公社の仕事だけではなくて、物の生産をやれば、それを販売する事業におきましては、生産資材の購入、あるいは労務対策というものが、一貫してこれは大切な要素であると思ひます。それが特に外部からでさえ、この夏以来目立つた変化が、専売公社の場合、特に労働政策の上に向けられていく。しかも、先ほど私が心配いたしますように、平常の在庫数量はかかるに下回って、新潟方面の例であります、一部ではすでに製品の配給に支障を来たしつつあるというふうなことは、労働問題が山積し、こういうことは、労働問題が山積し、しかも未解決である現状のために起つておるといふことは、私は、当大蔵委員会としても、大へん憂慮にたえない事柄なんです。で、これまでの労使慣行といひますか、当局と従業員の

組合との間に締結されておる労働協約に基いて、八月以前の労使慣行というものに尊重していかれることが必要じゃないかと思ひますが、副総裁の御意見を聞きたい。

○説明員(石田吉男君) 参っております。後、今言明の通りに一つしていただきたいことを希望しておきます。

○榊原夫 肝心な人がきょうみなお見えになっておられるのは、まことに残念でございます。ただ、私は副総裁に申し上げて御考慮をわずらわしたのですが、ひとり公社の仕事だけではなくて、物の生産をやれば、それを販売する事業におきましては、生産資材の購入、あるいは労務対策というものが、一貫してこれは大切な要素であると思ひます。それが特に外部からでさえ、この夏以来目立つた変化が、専売公社の場合、特に労働政策の上に向けられていく。しかも、先ほど私が心配いたしますように、平常の在庫数量はかかるに下回って、新潟方面の例であります、一部ではすでに製品の配給に支障を来たしつつあるというふうなことは、労働問題が山積し、こういうことは、労働問題が山積し、しかも未解決である現状のために起つておるといふことは、私は、当大蔵委員会としても、大へん憂慮にたえない事柄なんです。で、これまでの労使慣行といひますか、当局と従業員の

組合との間に締結されておる労働協約に基いて、八月以前の労使慣行というものに尊重していかれることが必要じゃないかと思ひますが、副総裁の御意見を聞きたい。

単にそういう中身の考え方だけでは全部が解決できるというものでもないであらうから、そういう考え方というよりも、もっと個々の問題について具体的に話し合つて、それぞれで話だけ早く解決する誠実な心がまえで話し合いをすべきじゃないかということ、昨晩具体的な話し合いに入つた次第でございます。

○榊原夫 公労法のワケをはずして労使慣行を守らるべきだ、ということをおし上げてはおりません。公労法のワケ内において、その精神を尊重して、今日まで専売公社の労働協約というものが締結されてきたと思ひます。それを私は信ずるがゆえに、人がかわることによってその解釈が変わつたり、対策の趣旨がひん曲げられたりするところの管理者として、これは適當でないといふふうに私は思ひます。これは何かサービス機関でありますとか、単なる事務的な仕事だけの企業でありますなら、従事する労働者の気持とか感情とかといふふうなものを無視しても、権力で押さえることはできるでしょう。しかし、ほんとうに管理者を、上司を信頼して生産にいらしむ労働者というものは労働意欲を振起していく対策を立てることが、これが労務対策です。それを私は最近誤まつておられるように思ひますので、国税庁で首切りが成功したから、今度も公社でそれがやばいやれんだというふうなお考えを、また一段高い立場にあるあなたが支持しておられるようなことでは困る。そこで、私は、労使慣行というものは、公労法に基いて作られた協約があつて、その協約の運営についてはこうこうだ

というふうに、長年今日までおさまってきたものが、公労法が八月以後変わったわけでない、それなのに組合対策が著しく変化しておるといふところに、労使慣行の尊重ということを私は申し上げようとしておるのでありますから、もう一べん、副総裁、公労法のワケを飛び越えて労使慣行を尊重してもらいたいというふうな非常識は申し上げるつもりはないんです。所見をさらに承りたい。

○説明員(石田吉男君) お話のような御趣旨でございますれば、これは公労法にも明示してあることでございまして、私ども、もとより同感いたす次第であります。

○榊原夫 それで、ずっと団体交渉を続けておられるということですが、あまりこれは心配をかけぬようにして、八月以来ほんとうに目立っております。これはまたあらためまして……。こういう生産事業というものは、副総裁、そんな規則一点張りではこれはいくものではございせん。納得して、そうしてあの人の言われることならということで感奮興起する、これが労働対策なんです。そこがどうもこの夏以来、あなたの方には欠けておるよう思ひますので、在庫量の漸減の傾向等をあわせ比べまして、実はお疲れのところ来ていたんだんですが、十分私どもの意のあるところをおくみ取りの上、労使慣行を尊重されるように、強く要望いたしておきます。

○平林剛君 専売の労働政策について、私もたくさん質問がある。今、榊原委員が指摘されたように、専売公社

というふうに、長年今日までおさまってきたものが、公労法が八月以後変わったわけでない、それなのに組合対策が著しく変化しておるといふところに、労使慣行の尊重ということを私は申し上げようとしておるのでありますから、もう一べん、副総裁、公労法のワケを飛び越えて労使慣行を尊重してもらいたいというふうな非常識は申し上げるつもりはないんです。所見をさらに承りたい。

というふうに、長年今日までおさまってきたものが、公労法が八月以後変わったわけでない、それなのに組合対策が著しく変化しておるといふところに、労使慣行の尊重ということを私は申し上げようとしておるのでありますから、もう一べん、副総裁、公労法のワケを飛び越えて労使慣行を尊重してもらいたいというふうな非常識は申し上げるつもりはないんです。所見をさらに承りたい。

○説明員(石田吉男君) お話のような御趣旨でございますれば、これは公労法にも明示してあることでございまして、私ども、もとより同感いたす次第であります。

○榊原夫 それで、ずっと団体交渉を続けておられるということですが、あまりこれは心配をかけぬようにして、八月以来ほんとうに目立っております。これはまたあらためまして……。こういう生産事業というものは、副総裁、そんな規則一点張りではこれはいくものではございせん。納得して、そうしてあの人の言われることならということで感奮興起する、これが労働対策なんです。そこがどうもこの夏以来、あなたの方には欠けておるよう思ひますので、在庫量の漸減の傾向等をあわせ比べまして、実はお疲れのところ来ていたんだんですが、十分私どもの意のあるところをおくみ取りの上、労使慣行を尊重されるように、強く要望いたしておきます。

○平林剛君 専売の労働政策について、私もたくさん質問がある。今、榊原委員が指摘されたように、専売公社

というふうに、長年今日までおさまってきたものが、公労法が八月以後変わったわけでない、それなのに組合対策が著しく変化しておるといふところに、労使慣行の尊重ということを私は申し上げようとしておるのでありますから、もう一べん、副総裁、公労法のワケを飛び越えて労使慣行を尊重してもらいたいというふうな非常識は申し上げるつもりはないんです。所見をさらに承りたい。

○説明員(石田吉男君) お話のような御趣旨でございますれば、これは公労法にも明示してあることでございまして、私ども、もとより同感いたす次第であります。

○榊原夫 それで、ずっと団体交渉を続けておられるということですが、あまりこれは心配をかけぬようにして、八月以来ほんとうに目立っております。これはまたあらためまして……。こういう生産事業というものは、副総裁、そんな規則一点張りではこれはいくものではございせん。納得して、そうしてあの人の言われることならということで感奮興起する、これが労働対策なんです。そこがどうもこの夏以来、あなたの方には欠けておるよう思ひますので、在庫量の漸減の傾向等をあわせ比べまして、実はお疲れのところ来ていたんだんですが、十分私どもの意のあるところをおくみ取りの上、労使慣行を尊重されるように、強く要望いたしておきます。

の八月以来のやり方については、専売行政全般を検討いたしました。また、ことに憂慮にたえません。そこで、あなたに対してこれから何時間でも質問を続けなければならぬわけでありまして、けれども、お話しすると、公社の方でも今までの総決算をするという意味で、労使双方話し合いを進める段階にきていると言われます。これからすぐ団体交渉が始まるのですか。もしそういう気がまえで、この委員会、あるいは衆議院の大蔵、社労等でも要望されておりますように、すみやかに解決をするために交渉したいというならば、私はこれ以上質問は続けない。特に、専売公社はすでに年末手当の最終結論さえついていない。他の公共企業体やあるいは公務員におきましては、すでに年末手当も支払いが済んでおるにかかわらず、あなたの方は懸案の問題が未解決のために、その結論も出ていないというところであれば、一時間も早く問題の処理をはかるべき段階ではないか、私はこう思います。副総裁がこれからすぐ団交を始める段階にあり、またその心がまえでいるというならば、私の質問も留保しておきますが、いかがでしょう、その事態の進展は。

○説明員(石田吉男君) 年末手当の問題につきましては、私の方だけが非常におくれておりますが、実は今月の九日、十日の際に、ほかの問題はなかなか複雑だから、年末手当の問題だけでも先に片づけたら、かような申し入れをいたしましたところ、組合の方としては、いや、ほかの問題と一緒になければ困る、かようなことで、二日間団体交渉をやりましたが、そのとき話が合いませんでした。次の団体交渉は、実は

は昨晩からすでに始めて、けさほどまで続けてやっております。現在もまだ続けているかもしれません。なお、おそらくきょう一ぱいには片づかないと思いますので、本日も夕刻から明朝にかけて詰めて、できるだけ明日中には何とかしてまとめた、かように考えております。

○平林剛君 私の希望したことは、先ほど委員長が話されたように、やはり従来の慣行というものをできるだけ尊重していく、そして期限が来た覚悟や協定等についても、十分労使の間で話し合いをして、その結論を円満裏につけていく。しかるに、公社の方は円満裏に話をつける努力を放棄して、いきなり自分の考えを通牒で下部に指示したり、従来の慣行を一方的に破るところに、紛争が拡大していく最大の理由があるように見えているわけであります。従って、一つの問題を解決するポイントというのはそこにあるわけですね。

それから、調停案等についても、近く、労使双方が調停、あっせんを依頼をしておるのでありますから、問題を早期に解決するという心がまえが、もし公社当局にもあれば、この調停案を尊重する、こういう態度で臨まれれば、国民全般が心配しておる配給たばこの不足とか、あるいは今後憂うべき専売財政の赤字ということがすみやかに解決されるわけでありまして、これも一つの第二のポイントになると思うのであります。

どうか、そういう心がまえで、あなたの方は、今明日に解決するということ積極的な態度で、労使間の円満な調整をはかってもらいたい。そのお答えをお聞きしまして、あなたの方はこれから交渉に入るというならば、きょうは質問を留保いたしておきます。

○説明員(石田吉男君) 御趣旨の通り努力いたしたいと思っております。

○委員長(前田久吉君) 委員の変更がございましたので、報告いたします。本日付をもって林田正治君、梶原茂嘉君及び青木一男君が辞任され、その補欠として鈴木万平君、杉原荒太君及び館哲二君が委員に選任されました。

○委員長(前田久吉君) 次に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外債債の発行に関する法律案を、一括して議題とし、昨日に引き続き質疑を行います。御質疑のある方は、順次、発言願います。

○樺繁夫君 産投会計についてであります。きのう大蔵大臣のお話を聞いておりますと、三千万ドルの外債発行について、予算は臨時国会で通った、ここでこの法律案を通してほしいということなんです。これから立ち向うのに、条件について何にもお話しなかったのですが、きのうはここで一つ通してもらえば一月の下旬には調印ができるだろうという見通しまでお話しになりましたのに、条件もきまらずに、何らの条件もここでお話しにならないで、それでその調印の見通しだけ大蔵大臣は御発表になったのであります。これはどうも私に落ちぬのです。その間のところ一つ、大体の見通しの条件ですね、これはお話しになるべきじゃないかと思うのですが。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。昨日の平林委員の御質問に対しましては大蔵大臣の答えてございしますが、これは樺委員もお聞きの通り、すでに予算案は先般の臨時国会において成立を見ておる。今回外債発行に関する政府の権限をお認めをいただく法律を添えていただければ、これから正式の折衝に入りたい。条件その他は相手のあることでもございしますが、諸外国の先例その他を参考にいたしまして、最も有利な条件を勝ち得たい、かようなことを申し上げまして、しかも、その条件につきましては、これは衆議院においてもいろいろ御議論があったのでございしますが、あまりにも不利な場合にはしてこれを強行するといふふうなことは考えていない、こういうところまで大臣はおっしゃった。

そこで、樺委員は、ただいまそういう段階にある以上は、若干その内容等について説明があつてしかるべきではないか、こういう御趣旨のように拝聴したのであります。この点は、諸外国の先例等につきましては、実は資料をもって御説明を申すことができませんのであります。昨日大蔵大臣の御説明の中にも、最近のオーストラリア、豪州の例等に言及されておりました、内容につきましては申し上げなかつたのであります。たとえば豪州、コンモソウエルズ・オブ・オーストラリアが本年十月にニューヨークにおいて発行いたしておりますところを見ますと、期間二十年でございまして、発行価額は九十七ドル二分の一、九十七ドル半でございまして、表面利率は五分、引受手数料が二分半、応募者利回りは五分

二厘という例もございします。その他いろいろの例がございまして、また、このいわば外債の前に、私どもとしまして外債として活用いたしておりますところの世界銀行の借款につきましては、御承知の通り、五分七厘五毛という条件になっております。これらの点を考慮いたしつつ、最も日本にとって有利な条件を獲得すべく努力をいたしたいと思ひます。しかしながら、これは相手のあることでもございします。で、この際どういふ条件になるかというところは軽々に申し上げることはできません。こういう趣旨のお答えを申し上げたわけでありまして、なお、これらの点につきましては、御趣旨を体しまして十分今後努力いたしたいと思ひます。

○樺繁夫君 世銀借款の条件を今例にお引きになりましたのは、世銀借款よりは条件がいいように私伺つたのですが、間違ひであれば、間違ひだと言つていただいてけっこう。ただ、著しく不利な条件であれば、予算案を通して、法案を通して、権限を政府がまかされたとしても、外債の発行には踏み切れないということでありまして、著しく条件の不利な場合というのは、一体その基準をどこに定めてお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(正示啓次郎君) だんだん問題が非常に切実になるのでございしますが、先ほど私特にオーストラリアの場合を申し上げまして、応募者利回りというのを申し上げましたので、五分二厘という表面の応募者利回りにつきましては、これはこれに、御承知のように、債券の場合には手数料を加えて、発行者の負担が違つて参ります。

法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないことを認めます。

これより採決に入ります。賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(前田久吉君) 次に、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私は、ただいま議題となりました産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案につきまして、反対の意見を述べたいと思います。

反対理由の第一は、現下の経済情勢のもとで、提案のごとき外貨債を発行しなければならない理由が疑問であるというところであります。昨日来の質疑を通じまして、今回の法案提出の理由を検討いたしますと、それには外貨準備の補強という意味や、財政投融资の財源確保、あるいは経済基盤の強化とその安定のねらいがあるやにうかが

いろいろな見解はございまして、私もとしては、現在の外貨事情が、国際収支も黒字の情勢で、年間五億ドルの出超が見込まれる現在におきまして、三千万ドルの外貨償を急いで持たなければならぬという理由を認めることができないのであります。また、財政が投融資の財源確保あるいは経済基盤の強化と安定のねらいにつきましても、政府与党である自由民主党は、九月二十五日、福田政調会長の名において明年度の予算編成の構想を明らかにしたた際、いかなる形においても公債は発行しないということを国民の前に明らかにしておるのであります。これが突

然、今回の提案のように、外貨債発行の政策に踏み切ったのは、いかなる理由によるものであるか。昨日も佐藤大蔵大臣とこの間の事情に関して質疑応答を続けましたが、結局、今回の措置は、政府が経済全般を考慮して外貨債の発行に乗り出した、こういうよりは、従来懸案であった責任借款の取りつけを行うため、やむを得ずこの政策に踏み出したと判断せられる向きもございまして、このような事情のもとにこの法律案を成立せしめることは、私ども疑問であると同時に、賛成することのできない理由であります。

第二の理由は、かくのごとくはつきりしない理由のもとに、外貨償還行政策に政府が乗り出すということは、一つにはきわめて便宜主義でありまして、将来二つの危険を感ずるのであります。一つは、外貨償還の政策は、従来の歴史と体験を通じて考えてみますと明瞭になる通り、これを一たん採用い

たしますと、雪だるまのように増大する傾向を持たざるを得ないものであります。今日でも国民は、対外債務におきましては、総計六千四百四十六億円という膨大な負担を背負い込んでおるのであります。まして、安易な考えで発足したこの態度から考えますところ、今回はわずか三千万ドル、約百八億であります。が、将来これがさらに国民の考え得られない負担に発展をするおそれは、決してないことはいと私は思うのであります。政府は、決して引き続き乱発をするようなことはない、繰り返し言明をなさっておるのでありますけれども、すでに責任借款を希望する民間団体は数多くありまして、伝えられた従来の政府の構想でも、東南アジア開港等を考えると数億ドルという構想もございまして、やはり今後外資導入の方法として繰り返されたいという保証はどこにも見つけることができないのではありません。私はそういう一つの危険を感じます。もう一つは、政府がただいま、明年度の予算編成を行いつつありますけれども、国民に約束した公約を実行する上から、あるいは今後のいろいろな仕事を上におきまして、きわめて財源難に陥り、いまだに予算の編成全般ができ上らないという実情を考えてみても、今後この政策が、案外安易な道として使われるのではなないか。そうなりますと、日本経済の性格そのものを要えてくることになりまして、そうでなくとも、アメリカの経済に依存する度合いがかえって深まるといふ危険があると思うのであります。第二の理由として、私どもはこれをあげなければならぬと思います。

第三には、すなわち今回の提案である

る電源開発事業等の推進をはかるために外貨債を發行したいということをななめがめてみましても、私どもの見解は、わずかに百八億円を得て、いかに重要な基幹産業である電源開発事業の推進をはかるにいたしたとしても、これを外貨債の發行にたよる必要はない。しかも、外貨債の發行におけるその引受手であるアメリカの経済の実情を見ましても、現在財政インフレの聲が高く、そのためにアメリカの政府も公定歩合の引き上げや引締政策を行なっておる段階でありまして、金融は逼迫し金利は上がるという方向にあります。政府が急いで来年一月にやらなきゃならないというのも、結局それを裏書きするものでもありまして、不利な条件のもとで、しかも先ほど述べたような危険を冒してまで、電源開発事業推進のために外貨債を發行する理由は、その必要を認められない。この際は財政投融資その他の活用によりまして、むしろ電源開発の推進をはかることが至当と認められます。

以上の理由をもちまして、私どもはこの法律案に賛成しがたい、反対であると、意見を表明いたします。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 異議ないと認めます。

これより採決に入ります。産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対する諸般の手續等につきましては、前例により、委員長に御一任を願ひたいと存じます。

○委員長(前田久吉君) この際、お諮りいたします。

○委員長（前田久吉君） 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします
午後零時十一分散会

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、賠償等特殊債務処理特別会計法の
の一部を改正する法律案（予備審
査のための付託は十二月十日）
一、産業投資特別会計の貸付の財源
に充てるための外貨債の発行に関
する法律案（予備審査のための付
託は十二月十日）

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、揮発油税引上げ反対に関する諸願(第八号)
- 一、ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの諸願(第九号)(第九〇号)
- 一、たばこ小売手数料引上げに関する

る請願(第四四号)

一、松川たばこ葉収納価格引上げに
関する請願(第八〇号)

一、揮発油税引上げ反対に關する請
願(第八三号)(第八九号)

一、宮城県多賀城町所在の旧海軍工
しよ敷地返還等に關する請願
(第九一号)(第九二号)

第八号 昭和三十三年十二月十日受理
揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一日本自動車会議
所内全国揮発油税増徴
反対同盟内 早川慎一
外二十七名

紹介議員 田畑 金光君

政府は昭和二十九年の道路整備五箇年計画を期央にしてこれを変更し三十三年度から新五箇年計画に移行し、その計画内容を拡大するため、また、また揮発油税、軽油引取税等の増税を企図しているよしであるが、(一)道路整備によつて利益を受けるものは国民経済の全般であること、(二)道路整備財源は自動車の負担のみにし寄せすべきでないこと、(三)現行揮発油税は税率差のみにより比較すべきでないこと、(四)今回の増税案は国会の権威を犯すものであると同時に自由民主党の党議に反すること、(五)自動車は既に高額の道路費を負担している等の理由により、今回の揮発油税の引上げについては絶対反対であるから善処せられたいとの請願。

第九号 昭和三十三年十二月十日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの請願

請願者 長野市大字南長野南原町六八七ノ二産業会館

内長野県ビール麦耕作組合連合会内 八木茂外七十二名

紹介議員 羽生 三七君

畑作振興と麦作対策は、現下における重大なる農業問題として政府、国会、民間それぞれ立場において久しく論議検討されこれが施策についても種々立案計画されているが、畑冬作の大宗を占める麦作については外国産麦の圧迫と内国産麦の需要減退からきわめて不安定な作物として問題をばらんでいく実情にあるから、これが打開の一環として、麦作のうち最も経済的作物であるビール麦の作付増加のため、ビール税率の引下げをすみやかに実現せられたいとの請願。

第四四号 昭和三十三年十二月十日受理

たばこ小売手数料引上げに関する請願

請願者 兵庫県赤穂市加屋八

○五ノ二赤穂たばこ商業協同組合理事長 松浦増治外百十三名

紹介議員 鹿島守之助君

たばこの小売手数料は、昭和二十八年以来八分のままであるが、今日のたばこ店の実態は、戦前のような零細で副業的なものと異り、手数料によつて生計をささえているのであり、その上営業費は一般的に増加をきたしているばかりでなく戦前にみられなかつた事業税及び所得税の課徴、たばこ店自体の負

担にかかる宣伝費の増加、さらに販売目標完遂のため、ばく大な買受け資金を利息を払つて調達する等、現行の手数料八分ではすでに営業の採算的限界に浮沈している実情であるから、たばこ小売手数料を一割に引き上げられたいとの請願。

第八〇号 昭和三十三年十二月十一日受理

松川たばこ業収納価格引上げに関する請願

請願者 福島県議会議長 河原田盛雄

紹介議員 石原幹市郎君

福島県は、全域にわたり松川たばこ業の耕作を指示されており、その収納価格は在米種第二種中に編入されているため、たばこ専売法第五條の規定にもかかわらず、その耕作に投入した生産費に比し、反当り七、八千円の赤字を余儀なくされ県内総額においては約十億円の減収となつていゝ状態であるから、積雪寒冷地帯における本県たばこ耕作農家経済の向上並びに葉たばこ生産の安定をきするため、松川葉を在米種第一種に編入するか、又はそれに匹敵する価格に引き上げられたいとの請願。

第八三三号 昭和三十三年十二月十一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町九

四群馬県経済農業協同組合連合会会長 白田一郎外二十八名
紹介議員 土田国太郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八九号 昭和三十三年十二月十一日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市堀川町六

七群馬県揮発油税増徴反対同盟内 吉沢富三郎外二十八名
紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九〇号 昭和三十三年十二月十一日受理

ビール麦の作付増加のためビール税率引下げの請願

請願者 京都市中京区西ノ京小堀町二ノ二四京都府

ビール麦耕作組合連合会内 和田伊一外百六十三名
紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第九一〇号 昭和三十三年十二月十一日受理

宮城県多賀城町所在の旧海軍工しよ敷地返還等に関する請願

請願者 宮城県仙台市中野字前田三ノ一 斎藤庄吉

紹介議員 高橋進太郎君

大東亜戦争遂行のため収用された宮城県多賀城町旧海軍工しよ敷地は、終戦後一応は生産工場誘致策等が案出されてきたが、実際は一部利権屋のぼつ

こや、先取耕作者のちようりようにまかされ、はなはだしきに至つては最近自衛隊施設にあつて先取耕作者のため難作料の行政措置が採られたように伝えられており、当時強制買収を余儀なくされた旧地主は悲憤こうがい、念を禁じ得ないものがあるから、これら旧土地所有者に対して該地の返還措置を講ずるか、又は反当り五十万円程度の再補償の措置を講ぜられたいとの請願。

第九二〇号 昭和三十三年十二月十一日受理

宮城県多賀城町所在の旧海軍工しよ敷地返還等に関する請願

請願者 宮城県宮城郡多賀城町八幡字沖五八 大場曹介外十五名

紹介議員 三浦 義男君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局